

屋久島世界自然遺産地域における利用の適正化に向けた検討及び 利用に関するモニタリング実施業務について

九州地方環境事務所

1. 背景

- ・屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画に基づく利用状況のモニタリングは、環境省が担当。
- ・しかし、利用状況のモニタリングについて調査項目や調査方法が詳細に定められていないため、同じ方法によるモニタリング継続が困難な状況となっており、モニタリングの実施計画の策定が必要。
- ・利用の適正化を図るためには、当該地域の自然環境の状態、利用者数、利用者の性質、利用者の満足度などを把握して、利用による影響と利用の状態を評価し、順応的に対策を講じることが必要。
- ・したがって、利用状況のモニタリングは、利用の適正化と密接に関連。
- ・そこで、利用状況のモニタリングの実施計画の策定と利用の適正化を図るための利用の管理方法の検討を目的とした委託業務を設計。

2. 実施業務について

- ・業務年度は、平成26年度、27年度の2カ年。
- ・「利用状況のモニタリング」と「利用の管理方法」の2項目について業務を実施。
- ・それぞれの業務内容については下記（詳細は別紙参照）のとおり想定。
- ・「利用の管理方法」に関する検討内容は、山岳部の利用のあり方の検討に反映。

| 実施年度 | 利用状況のモニタリング | 利用の管理方法 |
|-------|---|--|
| H26年度 | <u>実施計画の策定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・利用の形態及び利用状況を整理し、必要な調査項目及びそれらの調査方法を定める。 ・アンケート調査は、利用形態や利用する区域別に実施する。 <u>モニタリングの実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・赤外線を用いた登山者カウンターの精度調査を実施する。 ・平成27年3月から始まる平成27年の観光シーズンにおいて、検討した実行計画に基づきモニタリングを実施する。 | <u>利用の管理方法の検討</u> <ul style="list-style-type: none"> ・屋久島の保護地域に導入できる複数の管理方法を抽出する。 ・屋久島の保護地域に適した利用の管理方法を選出し、保護管理について具体的なゾーニングや管理方法のイメージを作成する。 |
| H27年度 | <u>モニタリングの実施</u> （継続） | <u>利用の管理方法の検討</u> （継続） |